

高額医療交付金交付事業に係る公表について

リンナイ健康保険組合（以下「組合」という。）は、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しています。よって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する利用目的、③共同利用個人データ項目、④共同利用する範囲、⑤個人データ管理責任者の名称及び住所並びに法人の代表者について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額医療事業の共同実施

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が生じた場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。

2. 共同利用する利用目的

当組合においては高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。

3. 共同利用する個人データ項目

「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データのすべての項目

4. 共同利用する範囲

当組合：事業担当者、部門長、事務長、常務理事

健保連：サポート部交付金交付事業高額医療グループ

5. 個人データ管理責任者の名称及び住所並びに法人の代表者

管理責任者：個人情報取扱責任者

代 表 者：リンナイ健康保険組合 理事長

以上